

平成 29 年 10 月 6 日

◎弘田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(14 時 59 分開会)

《委員長報告取りまとめ》

本日の委員会は「委員長報告の取りまとめ」についてであります。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、

第 1 号議案、第 3 号議案、第 4 号議案以上 3 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、地域福祉部についてであります。

第 1 号「平成 29 年度高知県一般会計補正予算」のうち、「福祉・介護人材確保事業費」について、執行部から、介護事業所の離職要因の解消に対して、直接的に作用すると考えられる項目について、県が一定の基準を定め、その基準を満たしている事業所を認証する制度を導入し、多くの事業所が認証を取得できるよう、国の交付金を活用して、支援していくための経費である、との説明がありました。

委員から、対象となる介護事業所は、県内にどれだけあるのか、また、認証を受けるとどのようなメリットがあるのか、との質疑がありました。

執行部からは、県内全ての事業所、法人を対象としている。

また、認証を取得するメリットとしては、良好な職場環境であることを広くアピールでき、人材確保で有利になるほか、事業所へのインセンティブの付与についても検討している、との答弁がありました。

別の委員から、事業所をサポートするのは、どのような専門家なのか、また、事業所ごとに条件が異なるが、個々の事業所の実情に対応したサポートが行えるのか、との質疑がありました。

執行部からは、事業所のサポートについては、県が委託を予定している他の府県において認証制度の導入に実績のあるコンサルタント会社に個別にサポートしてもらうことを考えている。そのコンサルタント会社は、これまでの準備段階からアドバイスいただいております。そのコンサルタント会社は、これまでの準備段階からアドバイスいただいております。そのコンサルタント会社は、これまでの準備段階からアドバイスいただいております。そのコンサルタント会社は、これまでの準備段階からアドバイスいただいております。

次に、第 3 号「高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案」について、執行

部から、スマートフォン等の急速な普及による青少年のインターネット利用環境の変化を考慮し、保護者の責務として、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を青少年に習得させること、また、青少年の状況に応じ、利用時間の制限など必要な措置をとることを加える等の改正をしようとするものである、との説明がありました。

委員から、保護者に啓発することも必要だが、全般的に有害なインターネットの利用方法をなくしていくことや、授業などを通じて安全で適正な利用方法を身につけていくことが必要であると考えるがどうか、との質疑がありました。

執行部からは、今回の改正では、学校や関係団体においても、青少年が適切なインターネット活用能力を習得できるよう努める旨の条項を加えることとしており、保護者だけでなく、関係者全体で取り組んでいくこととしている、との答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、「美術館改修事業費」について、執行部から、東日本大震災を受け、天井の脱落対策に係る基準が新たに設けられたことから、基準に不適合である施設については速やかに対策に着手することとしており、実施設計が完了した美術館ホールの吊り天井改修工事に要する経費である、との説明がありました。

委員から、平成27年度に基本設計を実施している歴史民俗資料館、文学館について、対応が数年後になる理由は何か、また基本設計から期間をあけて工事を行うのは問題がないのか、との質疑がありました。

執行部からは、現地調査、基本設計の結果も踏まえた検討を昨年度行った。その上で、現在、対策に必要な美術館を含めた4施設は、全て指定管理で業務を委託しており、指定管理期間の平成30年度まで企画展などが計画されていることから、それらを考慮して、指定管理期間終了後に順次工事を実施することとした。ただし、美術館ホールについては、予約を受け付けていないことから、先に工事を行うこととした、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部についてであります。

「国民健康保険制度改革について」執行部から、来年度から、県が国保財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担っていくこととなることから、国保運営方針の策定や、県特別会計の設置、各市町村に負担を求める事業費納付金の算定方法の決定などを行っていく、との説明がありました。

委員から、将来的に高齢化が進んでいく中で、制度を維持していくため、県としての方向性はどのように考えているのか、との質問がありました。

執行部からは、地域包括ケアを推進していくとともに、健康長寿県構想などに基づいて、

市町村にも健康づくりに今以上に取り組んでいただくことで医療費を抑えていく必要がある。また、今回の制度改革において国は、国保の基盤強化について、平成 30 年度以降の状況を検証し、地方と協議を行うとしており、不足する部分があれば、必要に応じ知事会を通じて要望していく、との答弁がありました。

別の委員から、保険料が変わるのであれば、保険料を負担する住民に制度を理解してもらうことが重要であり、県も市町村とともに住民への説明に取り組んでいく必要があると考えるがどうか、との質問がありました。

執行部からは、制度が変わることにより保険料が変わることについては、制度改革の目的や趣旨が住民に理解される必要がある。そのためには、市町村だけに任せるのではなく、県も一緒になって取り組んでいく必要があると考えている、との答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

「土佐町における「水源のさと石原「北郷(きたごう)」発電所」建設計画について」執行部から、平成 24 年 9 月議会で「基本設計」の補正予算について承認され、本議会での工事費予算の計上に向けて、土佐町と連携して事業に取り組んできたが、結果として、発電所用地の取得には至らず、計画期間内の資金回収ができなくなるリスクも大きいことから、現時点で、事業化を断念せざるを得ないと総合的に判断した、との説明がありました。

委員から、これまでにどれだけの予算がかかったのか、との質問がありました。

執行部からは、これまでにかけた経費は、合計で約 8,200 万円である、との答弁がありました。

別の委員から、土地の取得は大事業を行う場合、重要な点である。これまでにかけた経費も大きいことから、土地が取得できなかった経緯の詳細について、質問がありました。

執行部からは、各段階での必要な手順を踏んだ上で、地権者との交渉を行っていたが、登記名義人に不幸もあり、改めて関係者と交渉していたが、土地の取得期限となる、本議会までに取得できなかったものである、との答弁がありました。

さらに、別の委員から、期待していた事業であり、残念だ。今後、同じようなことのないよう、反省点を含め記録を残しておくよう、要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎弘田委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 最後の土佐町の部分は、見込みが甘かったような言い方してなかったですかね。

◎ この最後の部分は、ちょっと僕から言うて、この事業は安定電力を供給するという面

では、どの会派の皆さんもいい事業だと思われていたと思うんですよ。ただ、交渉の過程の中で土地の所有者が亡くなってしまったという事実はあるんだけど、本来であればそういうことも含めて進めていくのが県行政のあり方じゃないかなという点で、期待していた事業だったけど、残念であると、今後同じことがないように、反省点を含めてというのを付け加えたというところですけど。どうでしょう。

◎ これでいいんじゃないでしょうか。

◎ 4ページの青少年保護育成条例の下の3行のところ、委員から、保護者に啓発することも必要だが全般的に有害なインターネットの利用方法をなくしていくこととありますが、この方法という言葉があるのでしょうか。利用をなくしていくという方がもっといいんじゃないかと。方法じゃないと。

◎ 利用せんことが大切ながですよ。

◎ 利用をしない方向にもっていかないといけないんですよね。

◎ それでは、そのように直しといてくださいね。

◎**弘田委員長** 正場に復します。それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。

なお、細部の調整については、正・副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**弘田委員長** 御異議なしと認めます。よってさよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**弘田委員長** 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

《県外調査取りまとめ》

次に、県外調査の取りまとめの件を議題といたします。

お手元に調査出張報告書(案)を配付しています。

順番にいきたいと思います。

それでは、「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターについて」、「さどひまわりネットの取り組みについて」、「佐渡国際トライアスロン大会について」、「こぶし園における地域包括ケアシステムへ向けた取り組み事例」、「新潟県における災害対応について」、「新潟県における歯科保健の取り組みについて」協議を行います。小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

－ 県外調査の取りまとめについて協議 －

◎弘田委員長 正場に復します。それでは、協議を終わります。

本日、皆さんからいただいた御意見や提案については、調査出張報告書として取りまとめたいと思います。

とりまとめた調査出張報告書は、議会のホームページで公開します。

なお、細部の調整につきましては、正・副委員長に一任をお願いします。

以上をもって、日程は全部終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(15時15分閉会)